

## 税理士法人めぐみ会計を認定！

次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、税理士法人めぐみ会計を、平成27年8月19日付けで認定しました。



徳島労働局長室で認定通知書交付式を行いました



平成27年9月3日の認定通知書交付式において、飯野局長から認定通知書の交付を受ける税理士法人めぐみ会計の小野代表社員（右）



次世代認定マーク「くるみん」



### 税理士法人めぐみ会計の取組の概要

#### 1 行動計画の期間

平成24年8月1日～平成27年7月31日までの3年間

#### 2 行動計画の目標

- ① 妊娠中の女性社員の母性健康管理についてのパンフレットを作成して社員に配布し、制度の周知を図る。
- ② 妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する。
- ③ 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。
- ④ 計画期間中に、女性社員の育児休業取得率を80%以上にする。

#### 3 取組結果（上記2「行動計画の目標」について）

- ①②③ 平成27年7月、妊娠中に適用される制度や育児休業に係る制度等について情報提供を行うための資料を作成し掲示した。
- ④ 女性社員の育児休業取得率は100%であった。

#### 4 その他の先進的取組

- ① 育児のための短時間勤務制度について、定期昇給及び退職金の算定に当たり、取得した期間については通常の勤務をしたものとみなしている。
- ② 子の看護休暇制度について、取得した日の給与は有給扱いとしている。